

南相馬市集会施設整備事業費補助金交付要綱

平成23年10月4日

告示第86号

(趣旨)

第1条 この告示は、住民相互の連絡や地域共同活動の活性化を促進するため、集会施設を整備する団体に対し、南相馬市補助金等の交付等に関する規則(平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。)及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 行政区 南相馬市行政嘱託員設置に関する条例(平成18年南相馬市条例第17号)第2条に定める行政区をいう。
- (2) 認可地縁団体 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。
- (3) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震、津波その他の異常な自然災害をいう。
- (4) 激甚災害 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の適用を受けた災害をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助の対象とする事業主体は、行政区を単位として組織する自治会(以下「自治会」という。)又は認可地縁団体(行政区を単位として組織されているものに限る。)とする。ただし、複数の自治会又は認可地縁団体が集会施設を共同で整備することができる。

2 東京電力ホールディングス株式会社に対する集会施設に関する損害賠償請求に係る権利がある場合は、その請求が完了している自治会又は認可地縁団体とする。

(補助対象事業及び補助額等)

第4条 補助対象事業、対象経費、採択基準及び補助額は、別表第1のとおりとする。ただし、事業の実施に要する経費のうち、別表第2に掲げる経費は補助対象としない。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請手続)

第5条 この告示による補助金の交付を受けようとする者は、集会施設整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 集会施設整備事業計画書(様式第4号)
- (4) 施設利用計画表(様式第5号)
- (5) 集会施設管理に関する規程
- (6) 工事見積書
- (7) 設計図書
- (8) 敷地にかかる登記事項証明書。ただし、敷地が借地の場合は、賃貸借契約書の写し

- (9) 集会施設整備に関する議決証明書の写し
- (10) 位置図、配置図
- (11) その他参考となる書類

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項の規定による条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 次に掲げる補助事業の内容の変更又は経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに、市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 事業費又は事業量の10分の2以上の変更をする場合
 - イ 事業種目を変更する場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の完了期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間内において、市長の承認を受けずに、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助事業に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれら帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、集会施設整備事業費補助金実績報告書(様式第6号)により当該事業が完了した日(規則第6条第1項第2号の規定により、市長の承認を受けた場合においては、当該承認を受けた日)から30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
 - (2) 収支精算書(様式第7号)
 - (3) 工事費の請求書又は領収書の写し
 - (4) 工事請負契約書の写し
 - (5) 建物に係る賃貸借契約書の写し
 - (6) 火災保険証書の写し
 - (7) 建築確認にかかる完了検査済書の写し
 - (8) 施工の写真
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- (南相馬市補助金交付要綱の準用)

第8条 南相馬市補助金交付要綱（平成18年南相馬市告示第1号）第5条から第8条まで及び第10条から第17条までの規定は、この告示による補助金の交付等について準用する。

（その他）

第9条 その告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行し、仮設集会所整備に関する規定は、平成23年3月1日以降の事業から適用する。

（補助金の特例）

2 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に第5条の規定による補助金交付申請書の提出をした者に対する補助額については、別表第1中、集会施設新築等整備事業の項補助額の欄中「3/5」とあるのは「9/10」と、「4/5」とあるのは「9/10」と、集会施設外構整備事業の項補助額の欄中「3/5」とあるのは「9/10」と、備品等整備事業の項補助額の欄中「1/2」とあるのは「9/10」とする。

（令和4年3月16日福島県沖地震に係る特例）

3 令和4年3月16日から令和5年3月31日までの期間に、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震に係る第5条の規定による申請書の提出をした者に対する補助額については、別表補助額の欄中「7/10」とあるのは「9/10」と、「14,000,000円」とあるのは「18,000,000円」とする。

附 則（平成23年告示第102号）

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の南相馬市集会施設整備事業費補助金交付要綱別表第1集会施設改修整備事業の項採択基準の欄（1）ただし書の規定は、平成23年3月11日以降の改修から適用する。

附 則（平成27年11月19日告示第153号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月23日告示第216号）

（施行期日等）

1 この告示は、平成28年10月1日から施行し、改正後の南相馬市集会施設整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

2 改正後の南相馬市集会施設整備事業費補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から平成28年9月30日までの間に、改正前の南相馬市集会施設整備事業費補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金の交付の対象となった施設についても適用する。

（平成28年4月1日から平成28年9月30日までに交付された施設の追加の申請及び請求）

3 前項の施設を保有する自治会又は認可地縁団体（次項において「申請者」という。）が、補助金の追加を申請及び請求するときは、集会施設整備事業費補助金追加交付申請書兼請求書（附則様式第1号）を、市長に提出しなければならない。

(追加の交付決定)

- 4 市長は、前項の申請書兼請求書を受理したときは、内容を審査し、補助金の追加交付をするときは、集会施設整備事業費補助金追加交付決定書(附則様式第2号)を申請者に通知するものとする。

附 則(令和2年3月25日告示第65号抄)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日告示第65号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月9日告示第112号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市集会施設整備事業費補助金交付要綱の規定は、令和4年3月16日から適用する。

附 則(令和4年6月27日告示第169号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

事業種目	対象経費	採択基準	補助額
集会施設新築等整備事業	集会施設の新築、増築、改築又は改修に要する経費	(1)建物の規模は、利用対象戸数、利用計画等に基づき適正なものとする。 (2)災害等により被害を受け改築を要するもの及びその他市長が特に必要と認める改築 (3)工事請負費が100,000円以上の改修工事 (4)次に掲げるもので市長が特に必要と認められたもの ア 合併処理浄化槽の設置に伴う改修 イ 福島県ひとにやさしいまちづくり条例(平成7年福島県条例第22号)に基づく改修 ウ 災害等により被害を受け、改修を要するもの エ 太陽光発電システム等自然エネルギーを利用した設備の整備改修 オ その他必要と認められる改修	対象経費の3/5以内で12,000,000円を限度とする。ただし、災害の場合は、7/10以内で14,000,000円を限度とし、激甚災害の場合は、9/10以内で18,000,000円を限度とする。
集会施設外構整備事業	集会施設の外構整備に要する経費	(1)外構整備の規模は、利用対象戸数、利用計画等に基づき適正なものとする。 (2)集会施設において、コミュニティの維持に必要な次に掲げる総額100,000円以上の外構整備費 ア 舗装	対象経費の3/5以内で1,000,000円を限度とする。(ただし、1事業主体につき年度1回限りとする。)

		イ 側溝 ウ 門 エ フェンス オ 車庫 カ 自転車置場 キ 遊具 ク その他必要と認められる外構整備	
備品等整備事業	集会施設において、コミュニティの維持に必要な次に掲げる総額100,000円以上の備品の購入又は整備費	(1) 机及び椅子 (2) 冷暖房器具 (3) 放送器具 (4) 冷蔵庫 (5) 倉庫 (6) 掲示板 (7) その他市長が適当と認める備品	対象経費の1/2以内で500,000円を限度とする。 (ただし、1事業主体につき年1回限りとする。)

備考

- 1 国、県等からの補助金等が交付される場合は、対象経費から交付額を控除するものとする。
- 2 被災集会施設に対する火災保険等による保険金等又は東京電力株式会社から受領した集会施設に関する賠償金（以下「その他の収入」という。）と補助金交付算定額の合計額が対象経費の額を超過するときは、その他の収入の給付があった日から5年以内に限り、当該超過額を補助交付算定額から控除するものとする。

別表第2（第4条関係）

補助対象外経費

- (1) 土地の購入及び造成に関する経費。
- (2) 建物の購入に関する経費。
- (3) 現有施設が市の補助を受けて建設したものであって、建設から24年を経過しないものの改築に関する経費
- (4) 既存集会施設の移転に関する経費
- (5) 既存集会施設の解体に関する経費（解体費及び処分費）。ただし、り災復旧に係る解体に要する経費を除く。
- (6) 建具の購入及び補修に関する経費。ただし、新築、建替え及びり災復旧における建替えに係る建具の購入に要する経費を除く。
- (7) 畳の表替えに関する経費
- (8) その他市長が不適当と認めた経費